

令和 7 年度

第 11 回 普代村教育委員会
定 例 会 会 議 録

令和7年度 第11回 普代村教育委員会定例会 会議録

委員会年月日	令和 8年 2月27日					
会議の場所	普代村役場3階 第一委員会室					
開閉会日時及び宣言	開会	令和 8年 2月27日 午前 9時55分				教育長 三船雄三
	閉会	令和 8年 2月27日 午前11時45分				教育長 三船雄三
応（不応）招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 3名 欠席 2名	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
	1	中村英伸	出	4	大村克伸	出
	2	熊谷榮子	欠	5	三船雄三	出
	3	畠山智美	欠			

職務のため会議に出席 した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	教育次長	道下勝弘		

<p>議 事 日 程 及 び 会 議 に 附 し た 事 件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 挨 拶 3 会期の決定 4 諸 報 告 <ol style="list-style-type: none"> 1) 2月諸報告について 5 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 議案第1号 令和8年度普代村教育行政基本方針に関し議決を求めることについて 2) 議案第2号 令和8年度普代村一般会計予算について 3) 議案第3号 令和7年度普代村一般会計補正予算(第12号)について 4) 議案第4号 県費負担教職員の令和8年度定期人事異動に関する内申について 5) 議案第5号 令和8年度学校給食の基準額に関し議決を求めることについて 6) 議案第6号 令和8年度認定こども園給食費等の基準額に関し議決を求めることについて 7) 議案第7号 令和8年度入学前支給に係る要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定に関し議決を求めることについて 8) 議案第8号 普代村教育委員会委員の辞職の同意について 9) 議案第9号 普代村立学校の設置及び廃止に関し議決を求めることについて 10) 議案第10号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について 6 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> 1) 当面する課題について 7 そ の 他 <ol style="list-style-type: none"> 1) 各委員から 2) 令和7年3月行事予定について 3) その他 8 閉 会
--	---

会議の経過		内 容
開 会	教 育 長	ただいまから、令和7年度第11回教育委員会定例会を開催いたします。
あいさつ	教 育 長	<p>皆様、ご苦労様でございます。令和7年度も残すところあと1カ月となりました。7年度の3月定例会が3月3日から10日までの日程で開催されます。予算につきましては、子ども園費を除き、教育費の8年度当初予算は20億5千万円弱と、昨年度より1億1千万円程度の増となっております。引き続き義務教育学校の建設関係の予算が主な要因でございます。</p> <p>本日、教育行政基本方針案につきまして提出しておりますので審議の上、ご承認いただければと思います。また、本日の定例会は、追加議案を含めまして10件となっております。ボリュームがございますので挨拶は短めにしたいと思います。</p> <p>8年度の県費負担教職員の人事もやや決まりました。管理職の異動に関しましては本定例会に提案し、内申についてお諮りをいたします。なお、この教職員の異動に関しては、新聞発表が3月20日となっておりますので、それまでは公表することはできません。万一、新聞発表前に情報が漏れた場合は異動の取り消し等の措置が取られる場合もあり、異動教職員の不利益につながりますので、それまではご家族であってもお話ししないようご留意願います。</p> <p>その他の議案につきましても十分な審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>本日はよろしく願いいたします。</p>
会期の決定	教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>それでは3の会期の決定に移らせていただきます。本定例会の会期を本日一日限りとする事としてよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p>
諸 報 告	教 育 長 教 育 次 長	<p>4諸報告の1) 令和8年2月の諸報告について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは2月諸報告について、説明いたします。</p>

会議の経過		内 容
	教育次長 教育長 各委員 教育長	<p>(2月諸報告を朗読説明「説明内容は記載を省略」)</p> <p>以上で2月の諸報告を終わります。</p> <p>2月の諸報告について、ご質問等はありませんでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>無ければ、1)の2月諸報告については以上とさせていただきます。</p>
議 事	教育長 教育次長 教育長	<p>それでは、5の議事に移りますが、議事の順番を変えさせていただきます。はじめに第1号議案、次に第3号、第5号から第7号、第2号、第4号、そして、追加議案の第8号から第10号の順で進めてまいります。</p> <p>はじめに1)議案第1号令和8年度普代村教育行政基本方針に関し議決を求めることについて議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>本来であれば定例会前に委員の皆様にも本方針案をお配りし、ご一読いただいた上でご審議いただくものでありましたが、作業が遅れ本日となりましたこと、お詫び申し上げます。</p> <p>それでは議案をご説明いたします。議案第1号令和8年度普代村教育行政基本方針に関し議決を求めることについて。令和8年度普代村教育行政基本方針を別紙のとおり定めることについて議決を求める。</p> <p>提案理由は、教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき、令和8年度普代村教育行政基本方針を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。</p> <p>なお、基本方針の内容につきましては教育長がご説明いたします。</p> <p>基本方針につきましては例年と大きく変わったところはありません。これはどこの教育委員会でもそうですが、教育行政にあたっては、この方針が毎年大きく変わるものではないということが大前提でございます。8年度につきましては、それに付け加えて義務教育学校関係、建設関係、それから小中一貫教育、第6次総合発展計画、教育振興基本計画に沿った並びに変えているところはございますが、中身的には大きく変わっているところはありません。ICTやAIなどございますが、最終的に教育は人であろうということをお伝えしたいと思っており、そのような趣旨で8年度の基本方針を定めようとするものでございます。</p>

会議の経過	内 容
	<p>それと図書室の移転に関しても8年度中に行いたいということ。また、方言に関しては、7年度進めようといいたしましたが、なかなかうまく進めることができず、もう少し長い目で、2年3年をスパンとして、しっかりとしたものを、教材にもなり得るものを作っていきたいということをお示ししております。</p> <p>大まかにはそういったこととなります。あくまで教育基本方針ですので、施策の大要について示しております。とりあえず8年度は義務教育学校開校に向けての最後の1年ということで、教育委員会、学校、そして村としても一体的に進めていきたいという決意を示しております。あと、もう一つは、7年度実施できなかったはまゆりマラソン大会は、これまでの大会を継続していくか、全く別の形として実施していくかということも、8年度に詰めていきたいと考えております。</p> <p>以上でございますが、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>大村委員 5ページの第6の豊かな心の育成の中で、「いじめに対しては、学校生活が集団活動の場である以上、必ず発生します」とあります。この文言はあった方がいいものなのか。</p> <p>教育長 私はあった方が良くと思って、この文言を入れました。100人いれば100人の考え方がありますし、ぶつかり合いの中で、自分がいじめられたと思えば、いじめに認定しなければならないことになっています。集団活動の中ではこのようなことが日々起こっています。しかし、このことが重大事案に発展しないよう対策を講じ、取り組むことが必要だと考えています。</p> <p>教育次長 いじめと聞くと重大事態と捉えるわけですが、現場では全てのことをいじめの疑いと認知し、早期に対応することとしています。この認知が遅れてしまうと重大化に繋がり兼ねませんので、どんなケースであってもいじめと認知し、いじめ対策委員会を開き、児童生徒や保護者からの聞き取り、事実確認を行うなど、早期対応、解決に向けた取組を行っています。</p> <p>教育長 本人がいじめられたと思えば、それはいじめになります。例えば、皆さんに同じことを言ったとして、そのことを不快に思う人もいれば思わない人もいます。文科省がいじめについて大きく取り上げたとき、これまで少なかったいじめ件数が急増したことがあります。本人から、いじめられたという訴えがあれば全ていじ</p>

会議の経過	内 容
<p>各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長 教 育 次 長</p>	<p>めとして対応する、報告するようになっていきます。先生が言ったことに対しても子どもがいやな気持ちになったりすると、それもいじめになる場合もあります。</p> <p>他にないでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、議案第1号令和8年度普代村教育行政基本方針に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。ありがとうございました。</p> <p>次に、議案第3号令和7年度普代村一般会計補正予算(第12号)について議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第3号令和7年度普代村一般会計補正予算(第12号)について。令和7年度普代村一般会計補正予算(第12号)のうち、教育委員会関係予算について、意見を求める。提案理由は、令和7年度普代村一般会計補正予算(第12号)のうち、教育に関する事務に係る部分について普代村長に意見を申し出たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、この議案を提出するものである。</p> <p>はじめに総括表でございます。歳入の補正額は合計で128,837千円の減額で、補正後の額を1,581,583千円とするものでございます。歳出につきましては、合計で128,531千円の減額で、補正後の額を1,914,565千円とするものでございます。</p> <p>次のページから科目別明細となります。はじめに、(1)歳入でございます。</p> <p>12款1項1目の児童福祉費負担金は、補正額249千円の増額、補正後の額を1,433千円とするものでございます。補正理由は、広域入所の受け入れに係る負担金の実績見込みによる増額でございます。</p> <p>13款1項6目の体育施設使用料は、補正額△88千円の減額、補正後の額を62千円とするものでございます。補正理由は、使用実績に伴う減額でございます。</p>

会議の経過	内 容
	<p>14 款 1 項 3 目教育費国庫負担金は、補正額△78,922 千円減額し、補正後の額を 382,216 千円とするものでございます。内示額通知による減額でございます。</p> <p>14 款 2 項 6 目教育費国庫補助金は、教育総務費補助金から中学校費補助金まで、補正額は△208 千円の減額です。各事業における国庫補助金額確定による減額でございます。</p> <p>15 款 2 項 7 目教育費県補助金は、小学校費補助金から社会教育費補助金まで、補正額は△2,138 千円の減額です。教育支援体制整備事業費補助金の皆減と補助金額確定による減額でございます。次のページをご覧ください。</p> <p>18 款 1 項 7 目の教育施設等整備基金繰入金は、補正額 4,234 千円の増額、補正後の額を 38,250 千円とするものでございます。歳出予算の学校用地樹木伐採業務委託料への充当及び学校建設事業の係る財源調整でございます。</p> <p>20 款 3 項 1 目の貸付金元利収入は、補正額 54 千円の増額、補正後の額を 786 千円とするものでございます。奨学金の新規償還分を増額するものでございます。</p> <p>同じく 20 款の雑入は記載のとおりでございますので説明は省略いたします。</p> <p>21 款 1 項 6 目の教育総務債は、補正額△51,900 千円の減額、補正後の額を 1,142,800 千円とするものでございます。本年度の起債借入額確定によるものでございます。</p> <p>次に、(2) 歳出をご説明申し上げます。</p> <p>3 款 2 項 4 目の子ども園費は、補正額 61 千円の増額、補正後の額を 90,596 千円とするものでございます。職員の居住変更に伴う職員手当の増額でございます。</p> <p>10 款 1 項 2 目は、事務局費と育英奨学基金積立金を合わせ、補正額 208 千円の増額でございます。事務局費では、三陸沿岸道路の避難場所に資器材保管庫を設置するため 154 千円の備品購入費を皆増とし、育英奨学基金積立金は、歳入同様 54 千円を増額補正としています。</p> <p>10 款 1 項 5 目の普代村学習塾は、ふるさと応援基金繰入金の減額による財源補正でございます。</p>

会議の経過	内 容
<p>教 育 長 大 村 委 員</p>	<p>10 款 1 項 6 目の義務教育学校整備事業は、補正額△126,468 千円の減額、補正後の額を 1,565,212 千円とするものでございます。主な補正は、12 節、学校用地樹木伐採業務委託料 4,337 千円の皆増と、14 節工事請負費の実績見込みによる減額、△130,845 千円の減額でございます。</p> <p>10 款 2 項の小学校費は、1 目、2 目合わせまして△158 千円の減額、1 目ではパソコン保守委託料の実績により△100 千円を減額し、2 目では就学援助費等扶助費の支給実績により△58 千円を減額するものでございます。10 ページをお開き願います。</p> <p>10 款 3 項の中学校費は、1 目、2 目合わせまして△247 千円の減額、1 目では小学校費同様、パソコン保守委託料の実績により△100 千円を減額し、2 目では就学援助費等支給実績により△147 千円を減額するものでございます。</p> <p>10 款 4 項 1 目の社会教育総務費は、各事業合わせまして△307 千円の減額、主な補正は、文化祭の事業実績による補助金の減額と、教育振興運動推進事業の見直しによる予算の組替でございます。お目通し願います。</p> <p>10 款 4 項 2 目文化財保護費は、補正額△1,708 千円の減額、補正後の額を 531 千円とするものでございます。実施予定であった普代の方言保存伝承事業費を翌年度以降に実施することとし、本年度予算を皆減するものでございます。</p> <p>10 款 5 項 2 目の体育施設費は、使用料収入の減額に伴う財源補正でございます。</p> <p>10 款 5 項 3 目の学校給食施設費は、補正額 88 千円の増額、補正後の額を 39,356 千円とするものでございます。炊飯器のフッ素加工の修繕料を増額するものでございます。</p> <p>説明は以上となります。原案のとおりご承認を賜りますようお願いさせていただき、議案第 3 号の説明を終わります。</p> <p>議案の説明が終わりました。質疑を許します。</p> <p>給食センターの修理代はこの程度の予算で大丈夫ですか。予算内で収まっているということで、今回この</p>

会議の経過	内 容
<p>教育次長 大村委員 教育次長</p>	<p>分を補正するというのでしょうか。</p> <p>その通りです。今回の補正は、炊飯器の修繕料分を増額するものです。</p> <p>その他にも修繕があると思うのですが。</p> <p>おっしゃる通り、給食センターが整備されてから約10年経過し、大分修繕が必要な状況になっています。厨房もそうなんです、空調をはじめとする様々な設備の故障、劣化が顕著となっており、補正で対応している状況です。設備関係は定期的に点検保守を行っていますが、部品の交換や耐用年数のことなど、修繕が増えている状況です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>8年度予算で説明があると思いますが、備品の更新も必要になっていて、来年度の予算に備品購入費を7,000千円くらい計上しています。</p> <p>その他よろしいでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>はい。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。それではお諮りいたします。議案第3号令和7年度普代村一般会計補正予算（第12号）については、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。ありがとうございます。</p> <p>次に、議案第5号令和8年度学校給食の基準額に関し議決を求めることについて、事務局の説明を求めます。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案第5号令和8年度学校給食の基準額に関し議決を求めることについて。令和8年度学校給食費の基準額を下記のとおり決定することについて、議決を求める。</p> <p>基準額は小中学校ともに60円引上げまして、現在の小学校の基準額290円を350円、中学校の基準額320円を380円とするものでございます。提案理由は、普代村学校給食センター管理運営規則第12条第2項の規定に基づき、令和8年度学校給食費の基準額を決定するものである。これが、この議案を提出する理由であ</p>

会議の経過	内 容
<p>教育長 中村委員 教育次長</p>	<p>る。裏面は近隣市町村の学校給食費調べとなります。今回提案する基準額は近隣市町村の平均額に近い額となっておりますが、宮古市では、小学校が380円、中学校では440円となっている状況です。</p> <p>原案のとおりご承認賜りますようお願いさせていただき、議案第5号の説明を終わります。</p> <p>議案の説明が終わりました。質疑を許します。</p> <p>宮古市や二戸市では保護者負担があるということでしょうか。</p> <p>他の市町村では保護者負担がございます。ただし、国の施策として、完全な無償化ではないですが、小学校の給食費、月額5,200円分の負担軽減策が始まります。また、給食費の無償化に取り組む市町村は増えている状況もございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>5,200円は上限ですから、超えた分は保護者や自治体が負担することになりますので、完全な無償化ではございません。普代村は先駆的に給食費の無償化に取り組んでいます。令和2年度から無償化となっておりますので、いかに材料費が上がろうとも保護者負担は無く進めているところでございます。</p>
<p>大村委員</p>	<p>参考までにお聞かせいただきたいのですが、物価高騰だけでなく、最低賃金の上昇も影響するものでしょうか。</p>
<p>教育次長</p>	<p>物価が高騰するということは当然労務費に関係することではありますが、今回の60円の引上げの中には、労務費となる業務委託料引き上げ分は含まれておりません。</p>
<p>教育長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>大村委員</p>	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
<p>教育長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第5号令和8年度学校給食の基準額に関し議決を求めることについては、ご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。ありがとうございます。</p> <p>次に、議案第6号令和8年度認定こども園給食費等の基準額に関し議決を求めることについて議題といた</p>

会議の経過	内 容
<p>教育次長</p> <p>教 育 長 各 委 員</p> <p>教 育 長 各 委 員</p> <p>教 育 長 各 委 員</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 次 長</p>	<p>します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第6号令和8年度認定こども園給食費等の基準額に関し議決を求めることについて。令和8年度認定こども園給食費等の基準額を下記のとおり決定することについて、議決を求める。</p> <p>基準額は給食費245円、おやつ代125円、合計で370円。昨年度は320円でしたので、50円の引き上げとなります。その他教材費につきましては、0歳児から2歳児が1,000円、3歳児から5歳児が1,500円。ただし、購入額が基準額に満たない場合は保護者に返還するものでございます。提案理由は、普代村認定こども園条例施行規則第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき、令和8年度認定こども園給食費等の基準額を決定するものである。これが、この議案を提出する理由である。裏面は令和7年度1月までの給食費等の実績でございます。お目通し願います。</p> <p>原案のとおりご承認賜りますようお願いさせていただき、議案第6号の説明を終わります。</p> <p>議案の説明が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>それではお諮りいたします。議案第6号令和8年度認定こども園給食費等の基準額に関し議決を求めることについては、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。ありがとうございます。</p> <p>次に、議案第7号令和8年度入学前支給に係る要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定に関し議決を求めることについて議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第7号令和8年度入学前支給に係る要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定に関し議決を求めることについて。令和8年度入学前支給に係る要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定について、別紙の</p>

会議の経過	内 容
<p>各 委 員 教 育 次 長</p> <p>教 育 長</p> <p>各 委 員 教 育 長</p> <p>教 育 次 長</p>	<p>とおりの議決を求める。提案理由は、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助費のうち新入学に必要な新入学学用品費を入学前に支給し、教育的経済援助をするために認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。</p> <p>次のページが実施要綱の全文となります。第2条は、対象者を定める条文となります。就学援助を受けることができる者は、村の区域内に住所を有し、小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒の保護者又は村の区域外に住所を有し、普代村立の小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>第1号は要保護者を定めるもので、生活保護法第6条第2項に規定する者となります。そして、第2号は準要保護者を定めるもので、教育長が別に定める基準により、前号に準ずる程度に困窮していると認められる者となります。次のページをお開き願います。議案第7号関係の2をご覧ください。囲みの中の①から⑥までが、教育長が別に定める基準でございます。また、就学援助の額は国の基準、予算単価となります。</p> <p>次の資料が入学前支給の該当者名簿案となります。本件は個人情報を含む案件でありますので、普代村教育委員会会議規則第10条の規定に基づき、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ありがとうございます。それでは、ここから非公開とさせていただきます。 (議事録非公開)</p> <p>以上で非公開を終了します。お諮りいたします。議案第7号令和8年度入学前支給に係る要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定に関し議決を求めることについては、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。ありがとうございます。</p> <p>次に、議案第2号令和8年度普代村一般会計予算について議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第2号令和8年度普代村一般会計予算について。令和8年度普代村一般会計予算のうち教育に関する</p>

会議の経過	内 容
	<p>事務に係る部分、別紙について意見を求める。提案理由は、令和8年度普代村一般会計予算のうち教育に関する事務に係る部分について普代村長に意見を申し出たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、この議案を提出するものである。</p> <p>それでは概要資料を用い説明いたします。資料の見方については、左の欄が歳出科目、右に本年度予算額、前年度予算額、比較増減、説明となります。なお、説明欄は、事業概要、増減要因、主な要因の順で記載しております。内側の表は特定財源、歳入の内容を記載してございます。主に、新規事業と学校建設費について、ご説明させていただきます。</p> <p>3款2項4目子ども園費は、本年度91,004千円、前年度比較8,185千円の増額でございます。増減要因は、主に人件費の増、厨房機器リース料の皆増、空調設備設置工事の皆増によるものでございます。厨房機器につきましては、スチームコンベクションと食洗機、冷凍冷蔵庫の経年劣化に伴い、物品購入ではなく、毎年度の予算平準化を図るためリース方式での調達といたします。また、空調設備につきましては、毎年保健所の指導監査が行われ、今年度の指導におきまして調理室の冷房設備の冷却機能低下が指摘されましたので、来夏に向けて更新しようとするものでございます。</p> <p>次に、10款1項1目教育委員会費は、本年度1,593千円、前年度比較286千円の増額でございます。増減要因は、来年度、小中一貫教育の全国サミットが京都で開催されます。令和9年度には義務教育学校が開校となりますので、教育長他職員1名の旅費を増額とさせていただいております。その他、教育長の交際費を増額しております。</p> <p>次に、2ページの10款1項2目事務局費は、本年度70,910千円、対前年度比△7,638千円の減額でございます。増減要因は、職員1名分の人件費の減、教育振興基本計画策定事業の皆減によるものでございます。一方、増額となる予算は、教育情報セキュリティーポリシー策定業務委託料を皆増としています。このセキュリティーポリシーは、行政事務の首長部局と教育事務の教育委員会が、それぞれセキュリティーポリシーを策定しなければならないため、所要の経費を皆増とさせていただいております。</p>

会議の経過	内 容
	<p>3目教育研修費は、本年度 880 千円、前年度比 147 千円の増額。小中一貫研究会補助金は、先程の説明にもございましたが全国サミットの旅費が主なものでございます。いよいよ 9 年度には義務教育学校がスタートいたしますので、先進先導的事例を先生方に研究いただき、本村の義務教育学校に活かしていただきたいということで、予算を増額しております。</p> <p>4目通学バス運営費は、36,857 千円、前年度比較 25,512 千円の増額。増減要因は、通学バス購入費の皆増によるものでございます。45 人乗りのスクールバス 1 台を更新するもので、購入から 16 年経過したしお風号の経年劣化が著しく、先日もタイヤ付近の部材が腐食し、車内まで貫通する状況となり、整備工場に緊急入庫いたしました。何とか修繕しながらもあと 1 年もたせ、早期更新に努めたいと考えております。なお、購入にあたっての財源は辺地債を活用する予定としています。</p> <p>3 ページ、5目教育研究指導費は、本年度 1,942 千円、前年度比較 18 千円の増額。主な事業は学習塾の運営でございます。財源は全額、ふるさと応援基金繰入金となります。平成 22 年度前後に学習塾を開設し、以降、事業内容を踏襲している状況でございます。8 年度につきましては、中学生は民間の塾運営会社に委託し、小学生は協力隊と連携する形を検討したいと考えております。</p> <p>次の 6 目学校建設費は、本年度 1,779,675 千円、前年度比較 91,715 千円の増額でございます。増減要因は、普代学園の校歌制作委託料及び備品購入費の皆増によるものでございます。校歌制作につきましては、岩手県出身のシンガーソングライターである安部光俊氏に依頼する予定としています。作詞作曲のほか、音源声楽や子どもたちへの歌唱指導 2 回を含む内容としています。また、備品購入費は 100,000 千円を計上させていただきましたので、この予算が対前年度比の増額の主な要因となるものでございます。学校と相談しながら必要となる物品の選定し、メーカー 3 社から見積を徴し、平均の額を計上させていただきました。次のページをお願いいたします。</p> <p>10 款 2 項 1 目学校管理費は、本年度 32,867 千円、前年度比較△3,769 千円の減額でございます。増減要因は、公立学校情報機器整備事業の皆減によるものでございます。7 年度にギガスクール構想第 2 期としてタ</p>

会議の経過	内 容
	<p>ブレット整備を進めておりましたので、8年度は皆減となります。</p> <p>2目教育振興費は、本年度3,672千円、前年度比較418千円の増額。増減要因は、普代学園制服等購入費補助金の皆増によるものでございます。中学校費にも同様の予算がございしますが、小学校費では、8年度中に9年度の児童分の体操服を支給いたします。その他、毎年度学用品等の購入助成を行い、子育て世帯の経済的負担軽減を図ろうとするものでございます。</p> <p>10款3項中学校費、1目学校管理費は、本年度27,348千円、前年度比較△1,145千円の減額。増減要因は、小学校費同様、公立学校情報機器整備事業の皆減によるものでございます。なお、清掃業務委託料が皆減となり、職員報酬などの人件費が増額となっています。これまで中学校では業者に清掃業務を委託しておりましたが、9年度の義務教育学校移行を見据え、8年度から直接雇用に切り替え、会計年度任用職員1名を確保することとしています。</p> <p>2目教育振興費は、本年度6,257千円、前年度比較63千円の増額。増減要因は、指導書教授用図書購入費が減となる一方で、普代学園制服等購入費補助金の皆増、中学校提案型地域活性化事業補助金の皆増により、7年度同規模予算となっております。普代学園制服等購入補助金は、先程小学校費でも説明した通り、体操服のほか、制服とスクールバックを支給するものでございます。9年度以降も、義務教育学校の7年生に支給いたします。</p> <p>次に6ページの10款4項1目の社会教育総務費は、本年度12,454千円、前年度比較371千円の増額。増減要因は、記載のとおり、各事業の経費増減によるものでございますのでお目通し願います。</p> <p>2目文化財保護費は、本年度1,428千円、前年度比較△1,096千円の減額となります。増減要因は、普代の方言保存伝承事業の減によるものでございます。その他はお目通し願います。</p> <p>3目ふれあい交流センター運営費は、本年度4,706千円、前年度比較△994千円の減額。増減要因は、ふれあい交流センター清掃委託料の皆減と備品購入費の皆減によるもの。増額については、図書システムが新たなものになりましたので、使用料が増額となっております。</p>

会議の経過	内 容
<p>教 育 長 中 村 委 員 教 育 次 長 中 村 委 員 教 育 長 大 村 委 員 教 育 次 長 教 育 長</p>	<p>10 款 5 項 1 目の保健体育総務費は、本年度 6,317 千円、前年度比較△145 千円の減額。増減要因は、記載のとおり、各事業の経費増減によるものでございますのでお目通し願います。</p> <p>次のページ、2 目体育施設費は、本年度 16,731 千円、前年度比較△283 千円の減額。増減要因は、記載のとおり、各事業の経費増減によるものでございますのでお目通し願います。</p> <p>3 目学校給食施設費は、本年度 47,561 千円、前年度比較 10,857 千円の増額でございます。増減要因は、給食センター調理等業務委託料の増、エアコン点検業務委託料の皆増、給食センター備品購入費の皆増によるものでございます。この備品購入は、9 年度義務教育学校開校に向けて、食器や食缶等を新たなものにしようとするものでございます。</p> <p>駆け足での説明となりましたが、以上で、教育委員会所管分の令和 8 年度当初予算概要についての説明を終わります。</p> <p>議案の説明が終わりました。質疑を許します。</p> <p>普代学園の体操服は、今の 6 年生に支給するということですか。</p> <p>9 年度在籍予定の児童生徒全員に、8 年度中に支給したいと考えております。</p> <p>わかりました。</p> <p>8 年度、中学 1 年になる生徒の制服については、PTA で交換会等を実施し、対応しています。</p> <p>その他よろしいでしょうか。</p> <p>学習塾についてですが、子ども食堂的なものは活用できないのでしょうか。</p> <p>協力隊と連携した新たな塾運営について、様々な機能をスタート時に持たせることは難しいと考えています。また、子ども食堂の運営主体については、教育委員会も関係するものだと思いますが、生活困窮の子育て世帯への福祉的サービスなのか、子どもの居場所づくりなのか、その意義をどう持たせるのかが重要だと考えております。</p> <p>様々な機能や役割を持たせて一度にスタートすることは難しいと思うので、子ども食堂についても十分研</p>

会議の経過	内 容
	<p>究した上で、必要かどうかを判断しなければならないと思います。</p> <p>大村委員 ありがとうございます。</p> <p>教育長 他にございませんか。</p> <p>各委員 (質疑なし)</p> <p>教育長 よろしいでしょうか。</p> <p>各委員 はい。</p> <p>教育長 それではお諮りいたします。議案第2号令和8年度普代村一般会計予算については、ご異議ございませんか。</p> <p>各委員 異議なし。</p> <p>教育長 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決されました。ありがとうございます。</p> <p>次に、議案第4号県費負担教職員の令和8年度定期人事異動に関する内申について議題といたします。なお、本件は人事案件でありますので、普代村教育委員会会議規則第10条の規定に基づき、非公開にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>各委員 異議なし。</p> <p>教育長 異議なしと認め、これより非公開といたします。</p> <p>(議事録非公開)</p> <p>教育長 以上で、非公開を終了いたします。それではお諮りいたします。議案第4号県費負担教職員の令和8年度定期人事異動に関する内申については、ご異議ございませんか。</p> <p>各委員 異議なし。</p> <p>教育長 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。ありがとうございます。</p> <p>次から追加議案となりますが、議案第8号につきましても人事案件でありますので、非公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>

会議の経過	内 容
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、これより非公開といたします。
	(議事録非公開)
教 育 長	以上で、非公開を終了いたします。それではお諮りいたします。議案第8号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。ありがとうございます。
	次に、議案第9号普代村立学校の設置及び廃止に関し議決を求めることについて議題といたします。事務局の説明を求めます。
教 育 次 長	議案第9号についてご説明申し上げます。議案第9号普代村立学校の設置及び廃止に関し議決を求めることについて。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第3号の規定により、次のとおり普代村立学校の設置及び廃止をすることについて、議決を求める。
	普代村立学校の設置及び廃止(案)でございます。1として、普代村立学校の設置、(1)名称及び位置は、普代村立普代学園、普代村第19地割字白井71番地1。(2)設置年月日は、令和9年4月1日でございます。
	2として、普代村立学校の廃止、(1)名称は、ア普代村立普代小学校、イ普代村立普代中学校、(2)廃止年月日は、令和9年3月31日でございます。
	最後に提案理由でございますが、普代村立学校の設置及び廃止をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。関係条文は裏面でございますのでご確認願います。
	以上、原案のとおりご承認賜りますようお願いさせていただき、議案第9号の説明を終わります。
教 育 長	議案第9号の説明が終わりました。これより質疑を許します。
各 委 員	(質疑なし)
教 育 長	よろしいでしょうか。

会議の経過	内 容
<p>各 委 員 教 育 長</p> <p>各 委 員 教 育 長</p> <p>教 育 次 長</p>	<p>はい。</p> <p>それでは質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。ありがとうございます。</p> <p>次に、議案第10号議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第10号についてご説明申し上げます。議案第10号議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について。議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、意見を求める。</p> <p>提案理由は、議会の議決を経るべき教育関係議案について、普代村長に意見を申し出たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、この議案を提出するものであります。</p> <p>裏面をご覧ください。普代村立義務教育学校設置条例の制定でございます。</p> <p>本議案は、学校教育法に基づき、令和9年度開校となる義務教育学校の設置について必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。</p> <p>本村におきましては、これまで小学校及び中学校がそれぞれの役割を果たしながら、地域とともに子どもたちの健やかな成長を支えてまいりました。しかしながら、少子化の進行や教育を取り巻く環境の変化に対応し、より一層充実した教育環境を整備するため、このたび小中一貫教育を制度的に位置づける義務教育学校を設置するものであります。</p> <p>本条例におきましては、学校の名称及び位置を定めるもので、第2条において、名称「普代村立普代学園」、位置「普代村第19地割字白井71番地1」に定めようとするものでございます。</p> <p>次に、附則についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、第1項の施行期日ではありますが、本条例は令和9年4月1日に施行することとしております。</p>

会議の経過	内 容
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>次に、第2項の準備行為でございますが、義務教育学校の開校にあたりまして、文部科学省等への開設の手続きや教職員の配置調整など、施行日前に行う必要のある事務がございます。このため、本条例の施行日前であっても、開校に向けて必要な準備行為を行うことができる旨を定めるものでございます。</p> <p>次に、第3項の普代村立学校設置条例の廃止についてでございます。本義務教育学校の設置に伴い、これまで設置しておりました小学校及び中学校は閉校となることから、第1項に定める施行期日をもって、普代村立学校設置条例は廃止するものでございます。</p> <p>次に、第4項から第6項の関係条例の一部改正についてでございます。本条例の制定に伴い、学校名称の変更や学校区分の整理等が必要となる関係条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>提案理由につきましては、令和9年4月1日に普代村立義務教育学校を設置することに伴い、本条例を制定するものでございます。</p> <p>以上、原案のとおりご承認賜りますようお願いさせていただき、議案第10号の説明を終わります。</p> <p>議案第10号の説明が終わりました。これより質疑を許します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>それでは質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり同意することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。ありがとうございました。議事は全て終了いたしました。</p>
<p>協 議 事 項 教 育 長 教 育 次 長</p>	<p>次に6の協議事項に入ります。1) 当面する課題について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>事務局からの協議案件はございません。</p>

会議の経過	内 容
	<p>委員の皆様からは何かございませんでしょうか。</p> <p>ありません。</p>
そ の 他	<p>教育長 中村委員</p> <p>それでは7のその他に進みます。1) 各委員から、何かございましたらお願いいたします。</p> <p>冒頭、教育長から話のあった方言についてですが、数日前に、商工会女性部の方たちが小学校に行って方言カルタ大会を行い、大盛り上がりでした。子どもたちからも評判が良く、保護者も喜んでいました。子どもたちはカルタが面白かったのか、方言が面白かったのか、少しずつでも良いので世代間交流が増えれば良いのではないかなあと思いました。</p> <p>教育長</p> <p>大事なことだと思います。ありがとうございます。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>大村委員</p> <p>先日職務で久慈地区のキャリア教育推進シンポジウムに出席して、野田中の24名の発表を聞いた後に、それぞれのグループで意見交換会を行いました。去年は普代だったようで、普代の発表を見たかったと思いました。残念でした。</p> <p>教育長</p> <p>昨年から管内のキャリア教育で、管内の業者さんがアンバーホールに集まって、地元企業の仕事や魅力を中学生に紹介しています。自分の将来の仕事に対する考えや方向性について学んでいます。良い取り組みだなあと思っています。</p> <p>大村委員</p> <p>職場体験で感じたことを発表していました。自分のグループに来た生徒の1人が、介護施設で体験をして、将来は介護職に就きたいということでした。</p> <p>教育長</p> <p>いいですね。ますます力を入れていくと思います。ありがとうございます。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>各委員</p> <p>(質疑なし)</p> <p>教育長</p> <p>無ければ次に、2) 3月の行事予定をお願いします。</p> <p>教育次長</p> <p>(3月の行事予定表について朗読説明「説明内容は記載を省略」)</p>

会議の経過		内 容
	教 育 長	3月の行事予定について説明がありましたが、委員の皆様には、小学校、子ども園、中学校の卒業式にご出席いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。この件についてご質問等はございませんでしょうか。
	中 村 委 員	4月1日は午後でよろしかったでしょうか。
	教 育 長	はい。午後1時30分からとなりますので、よろしくお願いいたします。
	大 村 委 員	3月31日の辞令交付式の対象者は。
	教 育 次 長	例年の行事として載せておりました。
	教 育 長	よろしいでしょうか。
	大 村 委 員	はい。
	教 育 長	ありがとうございます。
		それでは次回の定例会は、3月25日午前10時からとなりますので、よろしくお願いいたします。
閉 会	教 育 長	以上を持ちまして、第11回普代村教育委員会定例会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上の会議の顛末を記載し相違ないことを証するためここに署名する。

会議録作成者 教育長 三 船 雄 三

会議録署名人

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員